

平成 2 6 年度

葉山町公共下水道事業の概要

～ 美しい水環境を次世代へ引き継ぐ下水道 ～

生活環境部 下水道課

目 次

1	町と下水道事業の概要	1
2	計画の経緯	4
3	公共下水道の普及率	5
4	財政状況	6
5	下水道使用料	7
6	下水道関連諸制度	8
7	責任技術者・指定工事店登録数	12
8	葉山浄化センター	13

1 町と下水道事業の概要

1 町政概要

葉山町は、明治 22 年、神奈川県第 15 大区第 6 小区(木古庭村、上山口村、下山口村、一色村、堀内村及び長柄村)から葉山村が誕生し、大正 14 年に葉山町となり、平成 26 年 4 月 1 日現在、行政区域面積は約 1,706 ヘクタール、行政人口は約 33,618 人の規模となっている。

位置は、東京から南へ 50km 圏の三浦半島中央西部にあり、北は逗子市、北東から南にかけては横須賀市に隣接している。西側は相模湾に面しており、南北 4km におよぶ海浜からは、富士・箱根などの遠景を望む景勝の地となっている。

地形は、森戸川・下山川の下流方向に向かって一様に傾斜しており、流域と海岸線に平坦地が広がっている。

地質は、葉山層群と逗子層群の二大地層からなっている。

明治 27 年には葉山御用邸が築造され、風光明媚、気候温暖、避寒の地として全国に名が知られるようになりました。

近年、多くの別荘地や保養所が宅地に変わってきましたが、平成 8 年には葉山海岸が「日本の渚 100 選」に、平成 16 年には三浦半島(葉山町)からの富士(町内 4 箇所)が「関東の富士見 100 景」に選定され、観光機能を有するベッタウンとなっている。



2 事業計画の概要

葉山町では、森戸川をはじめとする河川、水路、側溝等の水質汚濁を防止すると共に住環境の整備や住民の公衆衛生の向上を目的として、平成2年度から計画設計に取り組み、平成3年度に国庫補助事業として採択され、平成4年2月17日に都市計画決定し事業を開始しました。



葉山浄化センター

全体計画では、行政面積1,706ヘクタールのうち約36パーセントに相当する622ヘクタールを公共下水道の整備エリアに、計画処理人口を32,200人に設定し、最終目標年次の平成32年度を目途に事業を推進してきましたが、平成23年度に行政面積のうち約34パーセントに相当する581ヘクタールへ整備エリアを縮小し、計画処理人口を28,100人に設定し、最終目標年次を平成42年度に変更

しました。

都市計画では、全体整備エリアのうち第1期計画として市街化区域である葉山処理区域511ヘクタールについて都市計画決定しましたが、平成13年度の第5回線引き見直しにより2ヘクタールを市街化区域に編入し、513ヘクタールに変更しています。

事業計画では、平成3年度に92ヘクタールの認可を受け、平成7年度、平成13年度、平成18年度、平成23年度と4回にわたり拡大変更をし、現在は391ヘクタールとなっています。

終末処理場の位置は、昭和63年9月に葉山町公共下水道調査研究委員会に諮問し、調査、研究及び審議を行い、平成元年7月に答申を受け「海岸立地」か「山間立地」の二方式13箇所の終末処理場予定地を抽出しました。

この結果を受け、町の歴史的背景、御用邸の位置、昭和天皇の生物ご研究の場、漁業関係者への配慮等から、一般的コンセンサスが困難とし、山間立地を選択しました。さらに、町有地で民家との距離等を勘案し南郷上ノ山地区での建設を選択しました。

ポンプ場については、終末処理場の位置を選定したことにより、施設面積、修理車両等の利便性、周辺環境との調和、用地取得の容易さ、地形的な汚水の収集



葉山中継ポンプ場

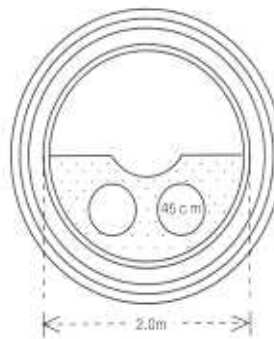
のしやすさなどを検討し位置を選定しました。

葉山町の公共下水道の特徴は、山間部に全国でも珍しいトンネル方式での処理場を建設したことで、汚水をいったん自然流下でポンプ場に集め、約4.7キロメートル離れた処理場へ圧送します。大部分の処理施設を地下に收容することで景観への影響を最小限に抑えています。

また、圧送管の布設工事は全延長の約半分が本町の主要道路である国・県道のため交通障害等を考慮し、内径2メートルのシールド工法で施工しました。

下水排除方式は、公共用水域に及ぼす影響が少ない分流式を採用しています。

本町における便所の水洗化率は、約99%と高率ですが、家庭から排出される雑排水により河川水質の保全是なされていない状況にあり、公共用水域の水質汚濁を防止し、併せて快適な住環境の整備を行うことが不可欠となっています。



シールド部
(標準断面図)

内径2.0メートルの管で上部が自然流下管となっており、下部が栗山中継ポンプ場から葉山浄化センターまで汚水を送る圧送管(管径45センチメートル×2本)となっています。

木古庭長柄幹線

2 計画の経緯

都市計画決定

年 月 日	平成4年2月17日	平成14年2月13日
種 類	葉山都市計画第1号公共下水道	
面 積	約511ha	約513ha
下 水 管 渠	木古庭長柄幹線 長柄一色幹線	木古庭長柄幹線
ポ ン プ 施 設	葉山中継ポンプ場	-
処 理 施 設	葉山浄化センター	-
そ の 他 の 施 設	-	葉山中継ポンプ場 葉山浄化センター

都市計画法事業認可

年 月 日	平成4年2月28日	平成7年9月12日	平成14年3月29日	平成19年3月30日	平成24年3月30日
種類及び名称	葉山都市計画下水道事業 第1号公共下水道				
排 水 区 域	約92ha	約230ha	約300ha	約350ha	約391ha
下 水 管 渠	木古庭長柄幹線 長柄一色幹線	同左	木古庭長柄幹線	木古庭長柄幹線	木古庭長柄幹線
ポ ン プ 施 設	葉山中継ポンプ場	同左	-	-	-
処 理 施 設	葉山浄化センター	同左	-	-	-
そ の 他 の 施 設	-	-	葉山中継ポンプ場 葉山浄化センター	葉山中継ポンプ場 葉山浄化センター	葉山中継ポンプ場 葉山浄化センター
事業施行期間	平成4年2月28日 ～平成10年3月31日	平成4年2月28日 ～平成14年3月31日	平成4年2月28日 ～平成19年3月31日	平成4年2月28日 ～平成24年3月31日	平成4年2月28日 ～平成29年3月31日

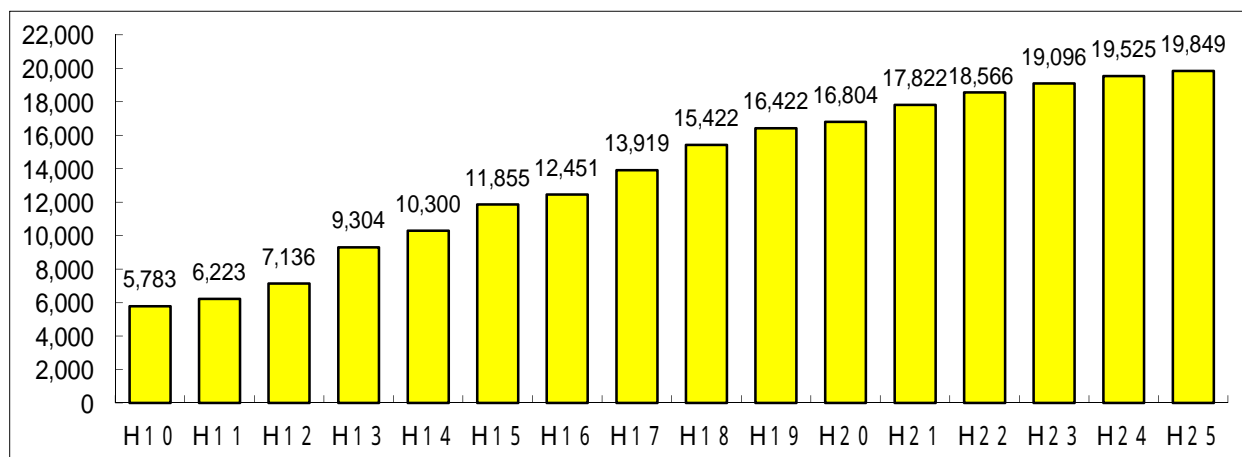
下水道法事業認可

年 月 日	平成4年2月19日	平成7年7月4日	平成14年3月8日	平成19年1月26日	平成24年3月30日
処理区の名称	葉山処理区				
予定処理区域の面積	約92ha	約230ha	約300ha	約350ha	約391ha
計画処理能力 (日最大)	6,200m ³ /日	12,400m ³ /日	12,400m ³ /日	12,400m ³ /日	14,100m ³ /日
計画処理人口	5,800人	16,200人	17,800人	21,000人	22,700人
計画下水量 (日最大)	3,800m ³ /日	9,970m ³ /日	10,300m ³ /日	12,100m ³ /日	11,800m ³ /日
計 画 放 流 水 量	B O D	9.5mg/L	同左	同左	同左
	S S	10.0mg/L	同左	同左	同左
事業期間	平成4年2月19日 ～平成10年3月31日	平成4年2月19日 ～平成14年3月31日	平成4年2月19日 ～平成19年3月31日	平成4年2月19日 ～平成24年3月31日	平成4年2月19日 ～平成29年3月31日

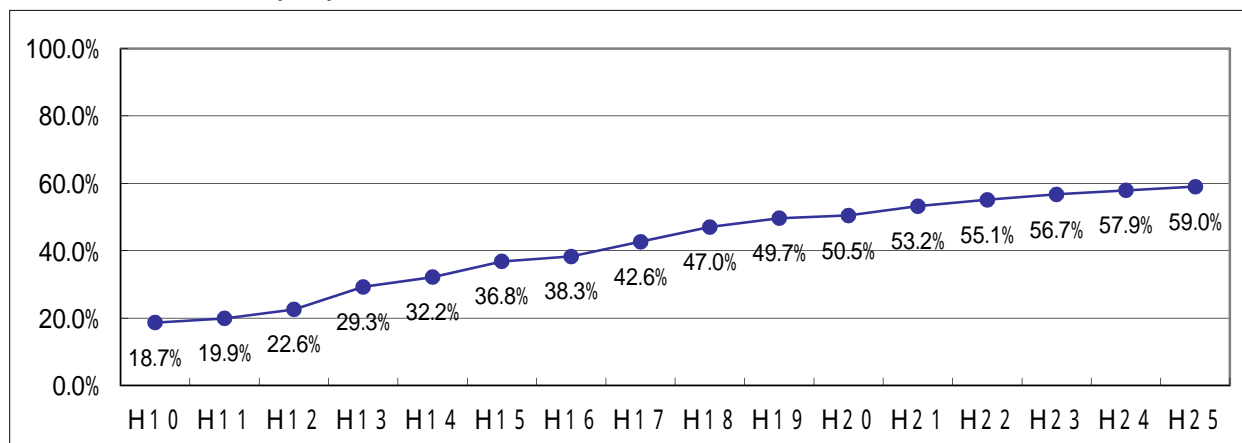
3 公共下水道の普及率

年度末 現在	行政人口 (人)	世帯数 (世帯)	市街地 面積 (ha)	整備区域 面積 (ha)	整備区域 人口 (人)	処理区域 面積 (ha)	処理区域 人口 (人)	人口 普及率 (%)
H10	30,953	11,353	511.0	94.8	5,783	94.8	5,783	18.7%
H11	31,247	11,683	511.0	101.2	6,223	101.2	6,223	19.9%
H12	31,612	11,956	511.0	115.6	7,257	113.8	7,136	22.6%
H13	31,804	12,215	513.0	150.5	9,525	146.9	9,304	29.3%
H14	32,036	12,429	513.0	170.3	10,845	161.4	10,300	32.2%
H15	32,213	12,647	513.0	189.0	12,078	185.6	11,855	36.8%
H16	32,490	12,859	513.0	200.2	12,841	193.4	12,451	38.3%
H17	32,638	13,033	513.0	223.2	14,216	218.3	13,919	42.6%
H18	32,801	13,278	513.0	246.3	15,579	243.9	15,422	47.0%
H19	33,068	13,534	513.0	262.5	16,666	258.6	16,422	49.7%
H20	33,305	13,791	513.0	267.0	17,022	263.6	16,804	50.5%
H21	33,508	13,948	513.0	281.0	18,004	278.2	17,822	53.2%
H22	33,704	14,086	513.0	291.0	18,753	288.2	18,566	55.1%
H23	33,661	14,137	513.0	300.2	19,281	297.3	19,096	56.7%
H24	33,742	14,223	513.0	306.6	19,687	304.2	19,525	57.9%
H25	33,618	14,295	513.0	313.4	20,061	310.2	19,849	59.0%

処理区域人口 (人)



人口普及率 (%)



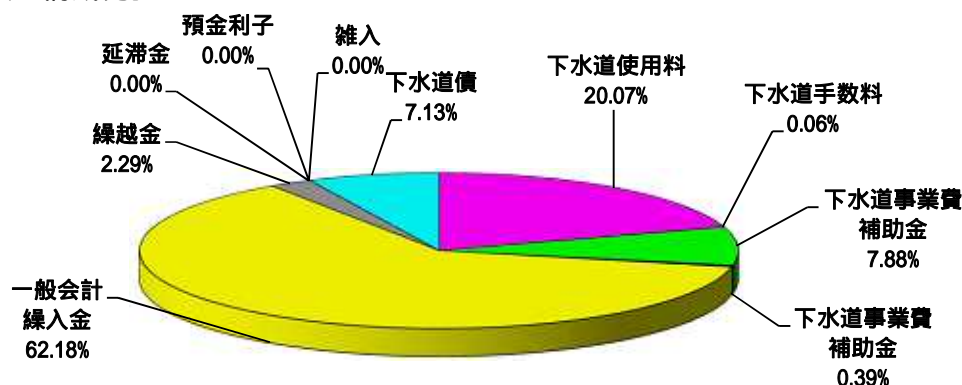
4 財政状況

[下水道事業特別会計歳入歳出決算]

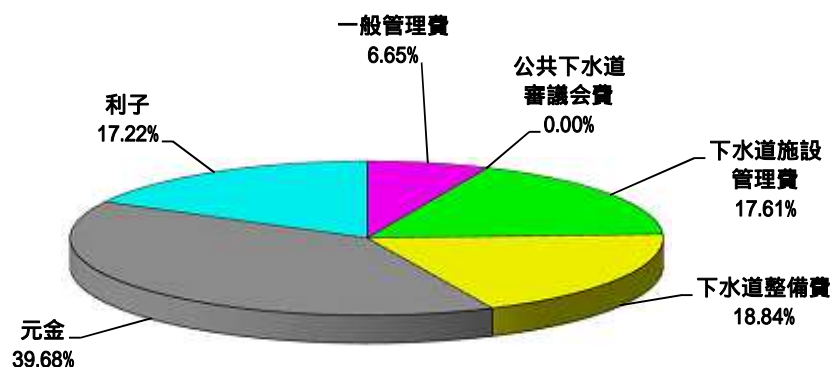
(単位:千円)

区分 年度	歳 入		歳 出		歳入歳出差引残高 (翌年度へ繰越)
	歳入予算高	歳入決算高	歳出予算高	歳出決算高	
4	563,702	563,810	563,702	559,230	4,580
5	3,003,965	1,700,159	3,003,965	1,609,737	90,422
6	3,920,827	3,189,164	3,920,827	2,974,852	214,312
7	4,589,171	3,647,221	4,589,171	3,343,603	303,618
8	5,144,092	4,636,703	5,144,092	4,561,017	75,686
9	6,043,664	5,396,924	6,043,664	5,325,547	71,377
10	5,641,315	4,985,527	5,641,315	4,909,789	75,738
11	2,910,209	2,839,089	2,910,209	2,751,467	87,622
12	2,197,908	2,167,989	2,197,908	2,104,165	63,824
13	2,126,443	2,109,240	2,126,443	2,030,668	78,572
14	2,084,550	1,988,375	2,084,550	1,905,454	82,921
15	2,182,091	2,224,712	2,182,091	2,029,601	195,111
16	2,325,526	2,205,234	2,325,526	2,131,490	73,744
17	2,108,162	2,129,338	2,108,162	2,054,556	74,782
18	1,821,298	1,819,357	1,821,298	1,758,797	60,560
19	1,503,748	1,501,696	1,503,748	1,440,432	61,264
20	1,388,075	1,290,507	1,388,075	1,222,667	67,840
21	1,780,155	1,773,633	1,780,155	1,724,154	49,479
22	1,194,347	1,182,415	1,194,347	1,150,369	32,046
23	1,244,457	1,152,335	1,244,457	1,115,842	36,493
24	1,200,058	1,143,351	1,200,058	1,116,822	26,529
25	1,231,444	1,157,819	1,231,444	1,112,578	45,241
合計	56,205,207	50,804,598	56,205,207	48,932,837	1,871,761

[平成25年度歳入の構成比]



[平成25年度歳出の構成比]



5 下水道使用料

排水設備工事が完了し、公共下水道を使用すると下水道使用料を納めるようになります。この下水道使用料は、処理場やポンプ場、下水道管といった下水道施設の維持管理などに充てられます。

(1) 使用料の算定方法

使用料の額は、使用者が排除した2か月あたりの排水量に応じ、下水道使用料金表により計算されます。

排水量は、水道水を使用している場合はその使用水量となります。

使用料料金表（2か月あたり）

基本料金		超過料金（1 m ³ につき）	
排水量	料 金	排 水 量	料 金
16 m ³ まで	1,280 円	17 m ³ ~ 30 m ³	100 円
		31 m ³ ~ 40 m ³	140 円
		41 m ³ ~ 60 m ³	170 円
		61 m ³ ~ 100 m ³	210 円
		101 m ³ ~ 200 m ³	250 円
		201 m ³ ~ 400 m ³	290 円
		401 m ³ ~ 600 m ³	330 円
		601 m ³ ~ 1,000 m ³	340 円
		1,001 m ³ ~ 2,000 m ³	350 円
		2,001 m ³ ~	360 円

料金表で求められた額に消費税相当額（8%）を加算した額が使用料となります。

(2) 下水道使用料の減免制度

下水道使用料の全額又は一部が減免される制度があります。

(3) 上下水道料金一括納付制度

葉山町では、町民の利便性の向上や事務の効率化を図るため、平成15年4月から下水道使用料の収納事務を神奈川県企業庁水道電気局に委託しています。平成15年4月以降に行われる水道の検針分から、水道料金と下水道使用料は「上下水道料金」として一緒に神奈川県企業庁が請求するようになりました。この制度は、神奈川県営水道供給区域の18市町で実施しています。

6 下水道関連諸制度

公共下水道の供用が開始され、水洗トイレに改造したり排水設備工事を行うときに、施工する町民の負担を軽減するための助成金制度や資金の融資あっ旋及び利子補給制度などを設けています。

【水洗化工事助成金制度】

町が排水設備工事費の一部を助成します。

助成金の額

排水設備工事1件につき、工事費の10%に相当する額で、3万円(マンションなどの区分所有にかかる建築物については、3万円に区分所有者数を乗じた額)を限度とします。

助成の実績

(単位：円)

年 度	助成件数	金 額
1 1	3 4 9	9,939,000
1 2	2 5 1	7,471,000
1 3	2 0 7	6,129,000
1 4	1 9 0	5,315,000
1 5	1 2 1	3,743,000
1 6	1 3 5	3,925,000
1 7	1 3 7	4,140,000
1 8	1 4 2	4,365,000
1 9	1 6 7	5,556,000
2 0	1 0 5	2,960,000
2 1	1 2 1	3,328,000
2 2	6 5	1,802,000
2 3	4 3	1,180,000
2 4	6 1	2,208,000
2 5	4 9	1,338,000
計	2,143	63,399,000

*平成11年4月1日から制度実施

【水洗化工事資金融資あっ旋及び利子補給制度】

金融機関から排水設備工事資金の借入ができるよう町があっ旋を行い、借入れた資金の利子を補給します。

融資あっ旋額

くみ取り便所を水洗便所に改造して公共下水道に接続する工事

1 工事につき 6 0 万円まで

浄化槽の機能を停止して公共下水道に接続する工事

1 工事につき 5 0 万円まで

(マンションなどで浄化槽を共同で使用している場合)

1 工事につき 5 0 0 万円まで

水洗化工事助成金を合わせて受ける場合は、工事費から助成金を控除して融資あっ旋額が算定されます。

融資あっ旋及び利子補給の実績

(単位：円)

年 度	融資あっ旋件数	利子補給件数	利子補給金額
1 1	1 3	1 2	36,253
1 2	7	1 8	113,676
1 3	3	1 9	84,325
1 4	6	2 6	72,938
1 5	3	1 7	48,114
1 6	2	1 3	40,380
1 7	4	1 5	30,545
1 8	4	1 1	32,415
1 9	0	1 0	35,124
2 0	0	9	18,579
2 1	1	5	9,835
2 2	0	2	3,641
2 3	0	1	1,413
2 4	1	1	3,114
2 5	2	3	11,459
計	4 6	1 6 2	541,811

*平成11年4月1日から制度実施

【浄化槽の雨水貯留施設転用工事助成金制度】

排水設備工事に伴い不要となる浄化槽を散水など雨水の有効利用をするために雨水貯留施設に転用する場合は、その工事費の一部を助成します。

助成金の額

転用工事1件につき、4万円とします。ただし、工事費が4万円に満たないときは、その工事費相当額とします。

助成の実績

(単位：円)

年 度	助成件数	金 額
1 1	0	0
1 2	3	120,000
1 3	0	0
1 4	1	40,000
1 5	0	0
1 6	3	120,000
1 7	0	0
1 8	2	79,000
1 9	0	0
2 0	1	40,000
2 1	4	160,000
2 2	0	0
2 3	0	0
2 4	1	40,000
2 5	0	0
計	1 5	599,000

* 平成11年4月1日から制度実施

【私設汚水ポンプ設置助成金制度】

汚水が敷地の地勢等により自然流下で公共下水道に排除できない場合において、私設汚水ポンプ施設を自費により設置する者に対し、その工事費の一部を助成します。

助成金の額

転用工事 1 件につき、汚水ポンプ設置工事費の 9/10 とし、90 万円を限度とします。

助成の実績

年 度	助成件数	金 額
2 0	2	1,485,000
2 1	2	1,722,000
2 2	1	900,000
2 3	4	3,177,000
2 4	0	0
2 5	0	0
計	9	7,284,000

* 平成 2 0 年 7 月 4 日から制度実施

【公共下水道の私道内設置制度】

私道に接する公道に現に公共下水道が設置され、または近く設置が予定されている区域の私道に面した家にお住まいの皆様にも公共下水道がご利用いただけるよう、町で私道内に下水道管や公共枡を設置します。この下水道管や公共枡は町で維持管理します。

私道内設置工事の実績

年 度	工事件数	私道工事箇所数
1 2	4	7
1 3	1	1
1 4	5	5
1 5	4	4
1 6	2	2
1 7	2	2
1 8	2	2
1 9	2	5
2 0	3	3
2 1	1	2
2 2	2	2
2 3	5	8
2 4	0	0
2 5	1	1
計	3 4	4 4

7 責任技術者・指定工事店登録数

【責任技術者登録者数】

責任技術者	登録者数	累 計
平成21年度	154	154
平成22年度	65	219
平成23年度	48	267
平成24年度	88	355
平成25年度	131	486

【指定工事店登録数】

指定工事店	登録数	累 計
平成21年度	55	55
平成22年度	30	85
平成23年度	30	115
平成24年度	53	168
平成25年度	57	225

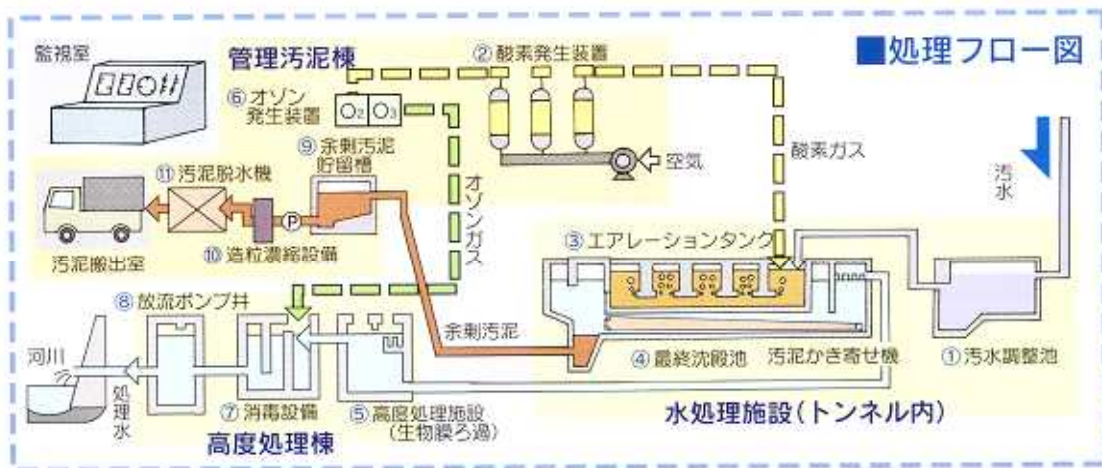
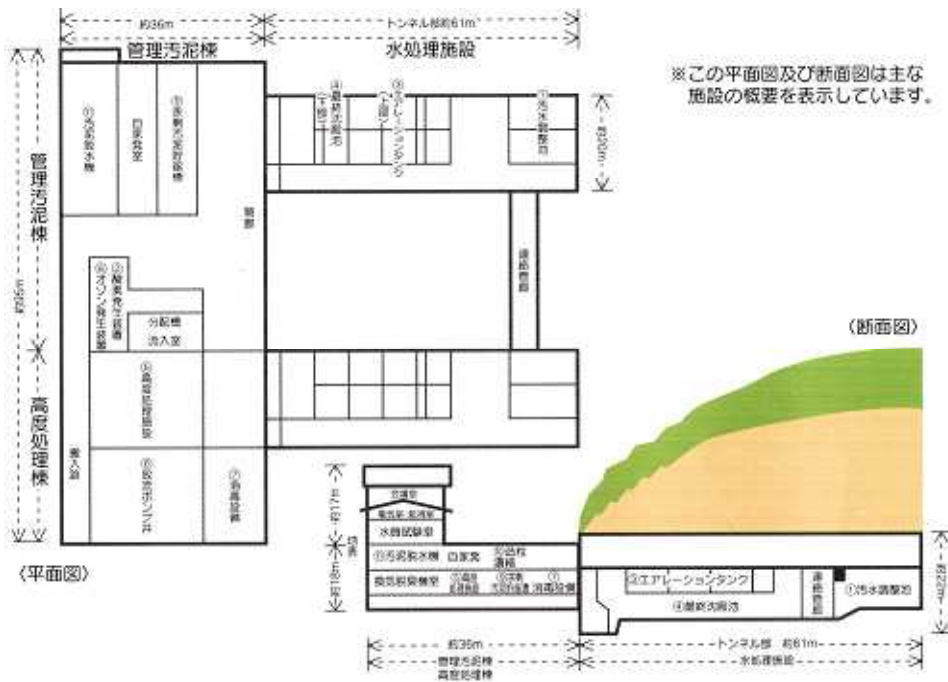
8 葉山浄化センター

(1) 施設概要

処理場名	葉山浄化センター
位置	葉山町大字長柄字南郷
構造	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造一部鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 地上3階 地下3階
敷地面積	約29,500㎡
建築面積	724.67㎡
延床面積	7,510.74㎡
種類	単独公共
排除方式	分流式
計画地盤高	T.P.+40.50M
周辺の土地利用	市街化調整区域
処理方式	下水処理 汚泥処理
全体計画処理能力(日最大)	14,100㎥/日
現有処理能力(日最大)	10,575㎥/日
運転開始年月日	平成11年3月29日
放流先名称	森戸川支流大南郷川
水質環境基準等の設定	森戸川E(八)森戸橋



平面図及び断面図



〈水処理施設〉

- ① 汚水調整池 流入下水の負荷変動を平均化することにより、安定した下水処理を行えるようにします。
- ② 酸素発生装置 吸着剤に大気中の空気を通過させ、窒素を吸着させることにより純度の高い酸素を生成します。
- ③ エアレーションタンク 流入してきた下水に活性汚泥を加え、酸素を吹き込んでかくはんします。活性汚泥の働きにより、汚泥はふわふわした海绵状になって沈殿しやすくなります。
- ④ 最終沈殿池 活性汚泥を沈殿させ、上澄みの水を高度処理施設に送ります。
- ⑤ 高度処理施設 最終沈殿池で取り除くことができなかったよごれを生物膜でろ過し、よりきれいな水にします。
- ⑥ オゾン発生装置 高圧交流電流を流した電極間に酸素を通過させることによりオゾンを生成します。
- ⑦ 消毒設備 処理水中に含まれる病原性微生物を死滅させ放流水の衛生上の安全性を得るために消毒して河川へ放流します。
- ⑧ 放流ポンプ井 処理水をポンプによりくみ上げ、森戸川支流大南郷川に放流します。

〈汚泥処理施設〉

- ⑨ 余剰汚泥貯留槽 最終沈殿池からの汚泥を貯留し、造粒濃縮設備に送ります。
- ⑩ 造粒濃縮設備 余剰汚泥を粒状にし、水分を減らして汚泥を脱水しやすくします。
- ⑪ 汚泥脱水機 汚泥を処分しやすいように、機械で脱水します。



夾雑物除去設備



汚水調整池



酸素発生装置



エアレーションタンク (上部)



余剰汚泥貯留槽



最終沈殿池



造粒濃縮設備



高度処理施設





汚泥脱水機



搬 出



消毒設備 (次亜塩素酸ソーダ貯留槽)



放流ポンプ



放 流



監視室

(2) 汚泥処分状況

(単位 : トン、千円)

年度 区分		2 3 年度		2 4 年度		2 5 年度	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額
汚泥 運搬	栃木県那須塩原市	395.12	3,319	515.16	4,327	498.42	4,186
	栃木県佐野市	451.64	3,557	615.58	4,848	603.16	4,750
	埼玉県大里郡寄居町	360.04	2,835	91.47	720	172.29	1,357
	合 計	1,206.80	9,711	1,222.21	9,895	1,273.87	10,293
汚泥 処分	栃木県那須塩原市	395.12	4,481	515.16	6,113	498.42	5,914
	栃木県佐野市	451.64	5,454	615.58	7,627	603.16	7,473
	埼玉県大里郡寄居町	360.04	4,347	91.47	1,133	172.29	2,135
	合 計	1,206.80	14,282	1,222.21	14,873	1,273.87	15,522

葉山浄化センターから発生する汚泥を、有効利用しています。

栃木県那須塩原市への運搬・処分分は、肥料にしています。

栃木県佐野市への運搬・処分分は、セメントの原料にしています。

埼玉県大里郡寄居町への運搬・処分分は溶融スラグ等にしています。



肥料



セメント



溶融スラグ

(3) 流入量・放流量・水質の月別状況

	流入量 (m ³ /月)	放流量 (m ³ /月)	検査日	水 質											
				BOD mg/l		COD mg/l		SS mg/l		大腸菌群数 個/ml		全窒素 mg/l		全磷 mg/l	
				流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流
4月	147,520	144,164	4月12日	211.0	1.5	118.0	9.7	224.0	1.3	230,000	不検出	48.0	9.5	5.40	1.10
			4月19日		2.2		8.8		1.6		不検出		7.9		1.30
5月	143,635	138,787	5月10日	54.0	0.8	142.0	9.0	202.0	2.4	150,000	不検出	46.5	12.5	5.10	1.10
			5月24日		1.0		8.9		1.5		不検出		8.8		1.50
6月	142,289	137,970	6月7日	202.0	0.7	167.0	8.2	248.0	1.1	200,000	不検出	59.0	4.4	6.90	1.20
			6月21日		0.5		8.3		1未満		不検出		6.8		1.10
7月	140,603	136,234	7月5日	174.0	7.1	127.0	8.7	156.0	1未満	120,000	不検出	54.3	14.2	6.20	1.50
			7月19日		3.7		9.5		1未満		不検出		6.6		1.40
8月	138,381	133,791	8月2日	249.0	1.9	172.0	9.8	240.0	1未満	330,000	不検出	61.0	6.9	7.00	0.96
			8月19日		1.8		9.8		1未満		不検出		6.4		1.30
9月	135,007	131,349	9月6日	83.5	2.1	186.0	8.8	232.0	1未満	500,000	不検出	50.9	5.6	6.00	1.10
			9月20日		2.6		7.5		1未満		不検出		5.2		1.30
10月	151,811	149,828	10月4日	120.0	0.2未満	168.0	8.4	252.0	1未満	240,000	不検出	61.1	4.6	6.70	1.10
			10月18日		0.4		7.6		1.6		不検出		10.5		1.20
11月	133,691	128,866	11月1日	270.0	3.9	151.0	8.9	142.0	1未満	45,000	不検出	49.2	7.6	5.50	0.99
			11月15日		1.4		8.3		1未満		不検出		9.1		0.88
12月	141,510	135,779	12月6日	241.0	3.0	122.0	7.8	247.0	1未満	140,000	不検出	60.0	7.8	7.60	1.10
			12月20日		2.9		8.8		1未満		不検出		8.9		0.64
1月	140,375	134,644	1月10日	117.0	0.8	90.4	9.6	107.0	2.1	290,000	不検出	36.3	12.9	3.90	1.60
			1月24日		0.6		9.8		2.2		不検出		10.6		1.20
2月	135,791	130,477	2月7日	148.0	1.0	95.2	8.8	170.0	1.8	100,000	不検出	63.5	8.3	6.50	1.10
			2月21日		0.2未満		9.6		1.6		不検出		7.9		0.82
3月	153,123	144,872	3月7日	166.0	0.3	163.0	9.6	186.0	1.7	160,000	不検出	54.0	11.6	5.60	1.30
			3月14日		0.4		9.2		1.8		不検出		9.9		0.76
年間	1,703,736	1,646,761													
平均値	141,978	137,230		169.6	1.8	141.8	8.9	200.5	1.7	208,750		53.7	8.5	6.03	1.15
水質汚濁防止法3条1項による一律基準					160 (120)			200 (150)		3,000					
水質汚濁防止法3条3項による上乘せ条例による基準					25 (20)			70 (50)							
神奈川県生活環境の保全等に関する条例による排出基準					25		25	70		3,000					
下水道法の放流水の水質基準(下水道法第8条)					15			40		3,000					
下水道終末処理場に適用される排水基準(罰則あり)					25 (20)		25	70 (50)		3,000					

()の数値並びに大腸菌群数は日間平均を示す。

前記表は、水質汚濁防止法第三条第一項を受け、昭和46年6月21日総理府令第35号により定められた生活環境項目の一部です。

前記表の生活環境項目に係る排出基準及び説明は次のとおりです。

生物化学的酸素要求量（BOD）

許容限度：1Lにつき160mg（日間平均120mg）

水質の汚れを評価する指標の一つです。水中の比較的分解されやすい有機物が、溶存酸素の存在のもとに、微生物によって酸化分解される時に消費される酸素の量で、**この値が大きい**ということは溶存酸素が欠乏しやすいことを意味しており、水中に有機物が多く、**水が汚い**ということになります。

化学的酸素要求量（COD）

許容限度：1Lにつき160mg（日間平均120mg）

停滞水域（湖沼や海域）の水質の汚れを評価する指標の一つです。水中の被酸化性物質（主として有機物）を、酸化剤で酸化する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、**この値が大きいほど**、水中に被酸化性物質（有機物、無機性亜酸化物等）が多く、**水が汚い**ということになります。

浮遊物質（SS）

許容限度：1Lにつき200mg（日間平均150mg）

ろ過または遠心分離によって分離される物質で、水中に混濁している不溶解性の粒子状物質のことです。これは、無機質のものと有機質のものがありますが、水の濁りの原因となるばかりでなく、沈殿した有機質のものが腐敗し、硫化水素やメタンガスなどの有害ガスの発生源になります。

大腸菌群数

許容限度：1cm³につき日間平均3,000個

大腸菌群数とは、水中に含まれる大腸菌及び大腸菌と極めてよく似た性質を持つ細菌の集落数のことです。一般に大腸菌は人畜の腸管内に生息する細菌で病原菌ではないのですが、水中の中に存在する大腸菌を培養し測定することで、し尿による汚染の程度を知ろうとするものです。

全窒素（T-N）

許容限度：1Lにつき120mg（日間平均60mg）

水中にある窒素の総量のことです。窒素は水中の栄養塩類として富栄養化の原因物質の一つとなり、閉鎖性水域では富栄養化により植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生します。これが進むと水中の溶存酸素が不足し、魚類や藻類が死に、水は悪臭を放つようになります。

全燐（T - P）

許容限度：1Lにつき16mg（日間平均8mg）

水中にあるリンの総量のことです。リンは窒素と同様に合成洗剤などを含む生活排水等により供給され、富栄養化の一因となり、数値が上がると全窒素と同様の状態となります。



浄化センター放流口

森戸川中流



森戸川河口

9 下水道課組織の推移

昭和59年11月12日新庁舎落成、業務開始に併せ、昭和59年10月1日に機構改革を行い部制を導入しました。その際、それまで都市計画課計画係で公共下水道に関する事務を所掌していましたが、新たに都市計画課に下水道係(2名)を設置しました。

また、平成4年4月1日からは下水道事業特別会計設置・公共下水道事業の着手に併せ、事業の円滑な推進を図るため下水道課(4名)を設けました。

【組織】

部課係設置年月日	部 名	課 名	係 名		
昭和53年4月1日		都市計画課	計画係	建築相談係	
昭和59年10月1日	産業建設部	都市計画課	計画係	建築相談係	下水道係
平成4年4月1日	産業建設部	下水道課	下水道計画係	事業整備係	
平成6年4月1日	環境経済部	下水道課	下水道計画係	事業整備係	
平成10年4月1日	都市経済部	下水道課	総務係	管理係	建設係
平成19年4月1日	生活環境部	下水道課	総務係	管理係	建設係

【人員】

人員配置年月日	課等名	課等数	事務・技術職別
昭和59年10月1日	下水道係	2名	(技術2名)
平成4年4月1日	下水道課	4名	(事務1名、技術3名)
平成5年4月1日	下水道課	5名	(事務2名、技術3名)
平成6年4月1日	下水道課	6名	(事務2名、技術4名)
平成7年4月1日	下水道課	7名	(事務2名、技術5名)
平成8年4月1日	下水道課	9名	(事務3名、技術6名)
平成10年4月1日	下水道課	10名	(事務4名、技術6名)
平成11年4月1日	下水道課	10名	(事務4名、技術6名)
	浄化センター	1名	(事務1名)
平成13年4月1日	下水道課	9名	(事務4名、技術5名)
	浄化センター	1名	(事務1名)
平成17年4月1日	下水道課	10名	(事務5名(うち1人再任用職員)、技術5名)
平成18年4月1日	下水道課	9名	(事務4名(うち1人再任用職員)、技術5名)
平成18年8月16日	下水道課	9名	(事務5名(うち1人課長兼務、1人再任用職員)、技術4名)
平成19年4月1日	下水道課	8名	(事務4名(うち1人再任用職員)、技術4名)
平成20年4月1日	下水道課	8名	(事務5名(うち1人再任用職員)、技術3名)
平成21年4月1日	下水道課	7名	(事務4名(うち1人再任用職員)、技術3名)
平成22年4月1日	下水道課	7名	(事務4名、技術3名)
平成23年4月1日	下水道課	7名	(事務4名、技術3名)
平成24年4月1日	下水道課	7名	(事務4名、技術3名)
平成25年4月1日	下水道課	7名	(事務5名、技術2名)

【県職員との交流状況(下水道関係)】

昭和63年度～平成元年度	町から県下水道課へ	1名(技術)
	県から町下水道課へ	1名(技術)
平成2年度～平成3年度	県から町下水道課へ	1名(事務)
平成4年度～平成5年度	県から町下水道課へ	1名(技術)
平成6年度～平成7年度	県から町下水道課へ	1名(事務)
平成8年度～平成9年度	県から町下水道課へ	1名(事務)



名称	葉山町 生活環境部 下水道課
住所	240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内 2 1 3 5
電話番号	0 4 6 - 8 7 6 - 1 1 1 1 内線 3 6 0 ~ 3 6 4
F A X 番号	0 4 6 - 8 7 6 - 1 7 1 7
E m a i l	gesuidou@town.hayama.lg.jp

名称	葉山浄化センター
住所	240-0113 神奈川県三浦郡葉山町長柄 1 7 3 5
電話番号	0 4 6 - 8 7 5 - 8 3 9 3